

# 第 1 労働委員会のあらまし

## 《要 約》

- 労働委員会は、労働者の団結権等の保護及び労使関係の公正な調整を図るため、労働組合法に基づいて設置された独立行政委員会です。
- 労働委員会は、公益の代表者（公益委員）・労働者の代表者（労働者委員）・使用者の代表者（使用者委員）の三者で構成された機関です。
- 労働委員会は、労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう、合理的・弾力的な方法で紛争の解決に努めています。

## 1 労働委員会とは

労働委員会は、労使間のトラブルの解決をお手伝いをする行政機関であり、常に公平・公正・中立の立場で、労使紛争の円満な解決に努めています。

労使紛争は、本来、労使双方が自主的に解決することが最も望ましいのですが、労使の関係は双方の利害が相反することが多く、法律や理論だけでは割り切れないことから、常に当事者だけで円満に解決できるとは限りません。

時には、第三者の意見や判断を聴くことにより、紛争の早期解決を図り、労使の間に「しこり」を残さないで、より良い結果を生むための方策が必要となってきます。また、使用者が労働者の団結権等を侵す不当労働行為を行ったかどうかを正確に判断し、不当労働行為の事実がある場合には、迅速・的確に、労働者や労働組合を救済できるような機関も必要となります。

このような必要性から、労働委員会は、昭和21年3月に施行された労働組合法によって誕生しました。

## 2 労働委員会の種類

労働委員会には、都道府県労働委員会と中央労働委員会があります。

都道府県労働委員会は、都道府県ごとに置かれ、その区域内に係る労使紛争や不当労働行為事件などを取り扱います。

中央労働委員会は、国に置かれ、複数の都道府県が関与する労使紛争や全国的に重大な労使紛争、そのほか都道府県労働委員会が行った不当労働行為事件の判定に係る再審査などを取り扱います。

なお、船員関係の組合に係る労使紛争については、船員労働委員会の廃止に伴い、平成20年10月から、都道府県労働委員会と中央労働委員会が取り扱うことになりましたが、船員個人に係る労使紛争については、国の地方運輸局が取り扱います。

### 3 労働委員会の性格

労働委員会が一般の行政機関と異なる点は、国や県の指揮監督を受けることなく、独立して、労使紛争の解決に当たることができることです。委員の任命や事務局を設けることなどのお膳立ては、国や県が行いますが、紛争解決はすべて労働委員会に任されています。したがって、労働委員会は、外部からの制約を受けることなく、常に公平・公正・中立の立場で解決のお手伝いができるわけです。

### 4 労働委員会の構成

労働委員会は、**公益の代表者（公益委員）、労働者の代表者（労働者委員）及び使用者の代表者（使用者委員）**の三者から構成され、労働者委員は労働組合の推せんに基づいて、使用者委員は使用者団体の推せんに基づいて、公益委員は労働者委員及び使用者委員の同意を得て、県知事が任命し、会長及び会長を代理する委員は、公益委員のうちから選ばれます。山口県労働委員会では、各5人の計15人の委員が山口県知事から任命され、各委員は非常勤で、任期は2年となっています。

公益委員は、労働問題について専門知識や経験を持つ弁護士や大学教授等から選ばれ、公平な第三者の性格を持つものです。また、労働者委員・使用者委員は、単なる利益代表ではなく、それぞれの側の事情や考え方を正しく労働委員会の運営に反映させるとともに、お互いに協力し合って円満な労使関係の確立に尽くす立場にあります。

### 5 労働委員会の機能

労働委員会は、憲法で保障された労働三権（団結権・団体交渉権・団体行動権）の保護と労使関係の安定を目的として、労使関係が将来にわたって安定的に保たれるよう合理的・弾力的な方法で紛争解決に当たる機能を持ち、次のとおり大きく2つに分けることができます。

なお、労使間の問題を解決するに当たっては、民事裁判の利用も考えられます。この方法によると、個別問題ごとに黒白を付け、権利義務の面から、訴状等に記載された双方の法律的な問題点の解決を行うことが中心となります。

#### (1) 調整機能

労使の間に入って、**あっせん・調停・仲裁**により、紛争を解決に導くことをいいます。

#### (2) 審査機能

主として**不当労働行為事件の審査**や**労働組合の資格審査**を行うことをいいます。

## 6 労働委員会の会議

労働委員会には、委員全員が出席する**総会**と、公益委員のみが出席する**公益委員会**があり、合議制による民主的な運営がなされています。

総会は、労働委員会の業務運営方針に関する事項の決定、調停・仲裁の開始の決議及びあっせん員候補者の委嘱・解任の決定などを行います。

公益委員会議は、不当労働行為救済命令の決定、法人登記等を目的とした労働組合の資格審査及び地方公営企業・特定地方独立行政法人における非組合員の範囲の認定などを行います。

## 7 労働委員会事務局

労働委員会には、事務局が設けられており、委員の活動を補佐しています。事務局職員は、会長の同意を得て、知事が任命します。

労使関係等のことでお困りのことがある場合、事務局まで御連絡をいただければ、御相談内容に応じて、事務局職員が適切な対応を行う運びとなっています。

山口県労働委員会の事務局は、事務局長以下10人で構成され、主な事務は次のとおりです。

### (1) 調整審査グループ（直通電話番号 083-933-4444）

- ① 労働争議のあっせん等を前提とした相談
- ② 労働組合の資格審査
- ③ 労働争議のあっせん・調停・仲裁
- ④ 不当労働行為の審査

### (2) 総務グループ（直通電話番号 083-933-4440）

- ① 総会の開催
- ② 予算・経理・庶務

※ 両グループ共通

- ① FAX 083-928-7072
- ② URL <http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/gyosei/roudoui/index.htm>
- ③ E-mail [a34000@pref.yamaguchi.lg.jp](mailto:a34000@pref.yamaguchi.lg.jp)

◆ 労働委員会・労働委員会事務局への御相談・手続きには特別の費用はかかりません。

◆ 「第7 関係行政機関等」に記載した機関でも、裁判所を除き、労働問題及び労働委員会の利用に関する御相談に応じています。